

◎新潟県告示第1478号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年12月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 1-（2, 3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル）-N-メチルプロパン-2-アミン（通称名：5-MAPDB）及びその塩類
- (2) [1-（4-フルオロベンジル）-1H-インドール-3-イル]（ナフトレン-1-イル）メタノン（通称名：FUB-JWH-018）及びその塩類
- (3) N-（4-フルオロフェニル）-N-[1-（2-フェネチル）ピペリジン-4-イル]ブタナミド（通称名：p-fluorobutyrylfentanyl）及びその塩類
- (4) N-（1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル）-1-（2-フルオロベンジル）-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名：AB-FUBINACA 2-fluorobenzyl isomer）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成27年12月5日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。